



# 山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(16)

## 目 次

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程..... 1

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する一部の規程を改正する規程..... 8

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 9

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程.....10

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程.....11

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....13

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程.....同

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程.....14

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程.....同

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程.....同

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程.....15

#### 告 示

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正.....18

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「機関の組織」を「総合事務所及び発電所建設事務所」に改め、第4条の表中「庶務係」を「庶務係、経営企画担当」に改め、同表中

電気課	業務担当、電気担当、土木担当、施設整備担当
水道課	調整担当、管理担当

を

公営事業課	調整担当、発電管理担当、水道管理担当、施設整備担当
-------	---------------------------

に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

（公営事業課の分掌事務）

第8条 公営事業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電気事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「公営事業」という。）の経営及び企画に関すること。
- (2) 公営事業に関する設備の施設計画及び工事の施行に関すること。
- (3) 発電所、浄水場及び工作物の運転計画及び保守に関すること。
- (4) 公営事業の用に供する施設の建設に関すること。
- (5) 水力発電の開発調査に関すること。
- (6) 新電源の開発に関すること。
- (7) 水道用水供給事業及び工業用水道事業の実地調査及び設計に関すること。
- (8) 電気料金、水道料金及び工業用水道料金に関すること。
- (9) その他公営事業の技術事務に関すること。

第9条 削除

第13条第1項中「、課長補佐及び係長」を「及び課長補佐」に改め、同条第2項中「、主査」を「、係長、主査」に改める。

第3章中第1節及び第2節を次のように改める。

第1節 総合事務所

（設置）

第14条 発電並びに水道用水及び工業用水の供給に関する事務を処理させるため、総合事務所を置く。

（名称、位置、所管発電所並びに水道用水及び工業用水の供給に係る事業区域）

第15条 総合事務所の名称、位置、所管する発電所並びに水道用水及び工業用水の供給に係る事業区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管する発電所	事業区域
山形県企業局南部総合事務所	西村山郡西川町	野川第一発電所 野川第二発電所 白川発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、東村山郡、西村山郡、米沢市、南陽市及び東置賜郡
山形県企業局北部総合事務所	鶴岡市	倉沢発電所 寿岡発電所 蘇岡発電所 大沢川発電所 肘折発電所 温海川発電所 鶴子発電所	新庄市、最上郡金山町、同郡真室川町、鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡の区域を除く。）、酒田市及び東田川郡

（所務）

第16条 総合事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 発電所の運転及び維持管理に関すること。
- (2) 水道用水の供給に関すること。
- (3) 工業用水の供給に関すること。
- (4) 水道施設の維持管理に関すること。

（内部組織）

第17条 次の表の左欄に掲げる総合事務所（支所を除く。次条において同じ。）に、同表の中欄に掲げる課並びに右欄に掲げる係及び担当を置く。

名称	課名	係・担当名
山形県企業局南部総合事務所	総務課	庶務係、調整担当

	施設管理課	運転管理担当、施設管理担当、ダム管理係
山形県企業局北部総合事務所	総務課	庶務係
	施設管理課	運転管理担当、施設管理担当

（課の分掌事務）

第18条 総合事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- イ 庶務に関すること。
- ロ その他他課の所掌に属しない事務に関すること。

(2) 施設管理課

- イ 発電所及び水道施設の運転及び維持管理に関すること。
- ロ 発電所の施設の工事の施工監督に関すること。
- ハ 木川ダムの操作及び維持管理に関すること（南部総合事務所に限る。）。)
- ニ 水質の検査及び管理に関すること。

（支所）

第19条 総合事務所にその事務を分掌させるため支所を置き、その名称、位置、所管する発電所並びに水道用水及び工業用水の供給に係る事業区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管する発電所	事業区域
山形県企業局南部総合事務所置賜支所	米沢市	白川発電所	米沢市、南陽市及び東置賜郡
山形県企業局北部総合事務所最上支所	最上郡金山町	大沢川発電所 肘折発電所 鶴子発電所	新庄市、最上郡金山町及び同郡真室川町
山形県企業局北部総合事務所酒田支所	酒田市		酒田市

2 支所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発電所の維持管理に関すること（北部総合事務所酒田支所を除く。）。
- (2) 水道用水の供給に関すること。
- (3) 工業用水の供給に関すること。
- (4) 水道施設の維持管理に関すること。

3 次の表の左欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課及び右欄に掲げる係及び担当を置く。

名称	課名	係・担当名
山形県企業局南部総合事務所置賜支所		庶務係
	施設管理課	給水担当、施設管理担当
山形県企業局北部総合事務所最上支所		庶務係
	施設管理課	施設管理担当
山形県企業局北部総合事務所酒田支所		庶務係
	施設管理課	給水担当、施設管理担当

4 支所の施設管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発電所の維持管理に関すること（北部総合事務所酒田支所を除く。）
- (2) 水道施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 水質の検査及び管理に関すること。

第2節 発電所建設事務所

（設置及び所務）

第20条 発電所の建設に関する事務を処理させるため、発電所建設事務所を置く。

（名称、位置及び所管発電所）

第21条 発電所建設事務所の名称、位置及び所管する発電所は、次のとおりとする。

名称	位置	所管する発電所
山形県企業局発電所建設事務所	長井市	新野川第一発電所 野川第二発電所（移設） 横川発電所

第22条から第27条まで 削除

第28条の見出し及び同条第1項中「事業所に」を「事業所等に」に改め、同項の表を次のように改める。

事業所等	職名
総合事務所（支所を除く。）	所長、副所長、課長、係長
総合事務所支所	支所長、副支所長、課長、係長
発電所建設事務所	所長、課長

第28条第2項中「事業所に」を「事業所等に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（山形県企業局被服貸与規程の一部改正）

2 山形県企業局被服貸与規程（昭和29年12月県電気事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「事業所」を「事業所（総合事務所支所を含む。）」に改め、「（庄内地区水道事務所平田支所長を含む。）」を削る。

別表第1中「発電管理事務所」を「総合事務所」に、「又は発電所」を「並びに発電所又は施設」に、「点検及び作業業務」を「点検、検査及び作業業務」に改め、同表中水道事務所の項を削る。

別表第2第2項の表中

「 発電管理事務所及び発電 所建設事務所	水道事務所(庄内地区水 道事務所平田支所を除 く。)	庄内地区水道事務所平田 支所
4	4	4
4	4	4
4	4	4
4	4	4
4	4	4
4	4	4
-	-	2
-	-	2
4	4	4
4	4	4
4	4	4

を

「 事業所(総合事務所支所(北部総合事 務所酒田支所を除く。))を含む。)	北部総合事務所酒田支所
4	4
4	4
4	4
4	4
4	4
4	4
-	2
-	2
4	4
4	4
4	4

に改める。

(山形県企業局工業用水道管理規程の一部改正)

3 山形県企業局工業用水道管理規程(昭和40年1月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事業所(」を「事業所(総合事務所支所を含む。)」に改め、「庄内地区水道事務所平田支所長を含む。」を削る。

(山形県企業局公印規程の一部改正)

4 山形県企業局公印規程(昭和40年6月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「庄内地区水道事務所平田支所を含む」を「総合事務所支所を含む。以下同じ。」に改める。  
別表第1中

7	山形県企業局各発電管理事務所長印	方 21	各発電管理事務所長
8	山形県企業局発電所建設事務所長印	方 21	発電所建設事務所長
9	山形県企業局各水道事務所長印	方 21	各水道事務所長
10	山形県企業局庄内地区水道事務所平田支所長印	方 21	庄内地区水道事務所平田支所長

を

7	山形県企業局各総合事務所長印	方 21	各総合事務所長
8	山形県企業局各総合事務所支所長印	方 21	各総合事務所各支所長
9	山形県企業局各発電所建設事務所長印	方 21	発電所建設事務所長
10	削除		

に改める。

6	7	8
削除	山形県企業局何発電管理事務所長印	山形県企業局発電所建設事務所長印

別表第2中

9	10	11	を
山形県企業局何水道事務所長印	山形県企業局庄内地区水道事務所平田支所長印	山形県企業局企業出納員印	

6	7	8	
削除	山形県企業局何総合事務所長印	山形県企業局何総合事務所何支所長印	
9	10	11	に改める。
山形県企業局発電所建設事務所長印	削除	山形県企業局企業出納員印	

（山形県工業用水道供給規程の一部改正）

- 5 山形県工業用水道供給規程（昭和46年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
 第23条中「事業所の長（庄内地区水道事務所平田支所長を含む。）」を「総合事務所長（総合事務所支所の事業区域に係るものにあつては、総合事務所支所長）」に改める。

（山形県企業局事務委任規程の一部改正）

- 6 山形県企業局事務委任規程（昭和46年4月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
 第3条の見出しを「（総合事務所長等に対する事務の委任）」に改め、同条中「水道事務所長（庄内地区水道事務所平田支所の事業区域に係るものにあつては、庄内地区水道事務所平田支所長）」を「総合事務所長（支所の事業区域に係るものにあつては、総合事務所支所長）」に改め、同条第1号中「村山地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長を除く」を「南部総合事務所置賜支所長、北部総合事務所最上支所長及び同事務所酒田支所長に限る」に改める。

（山形県企業局宿泊施設管理規程の一部改正）

- 7 山形県企業局宿泊施設管理規程（昭和46年4月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中 「南部発電管理事務所長」 を 「南部総合事務所長」 に改める。

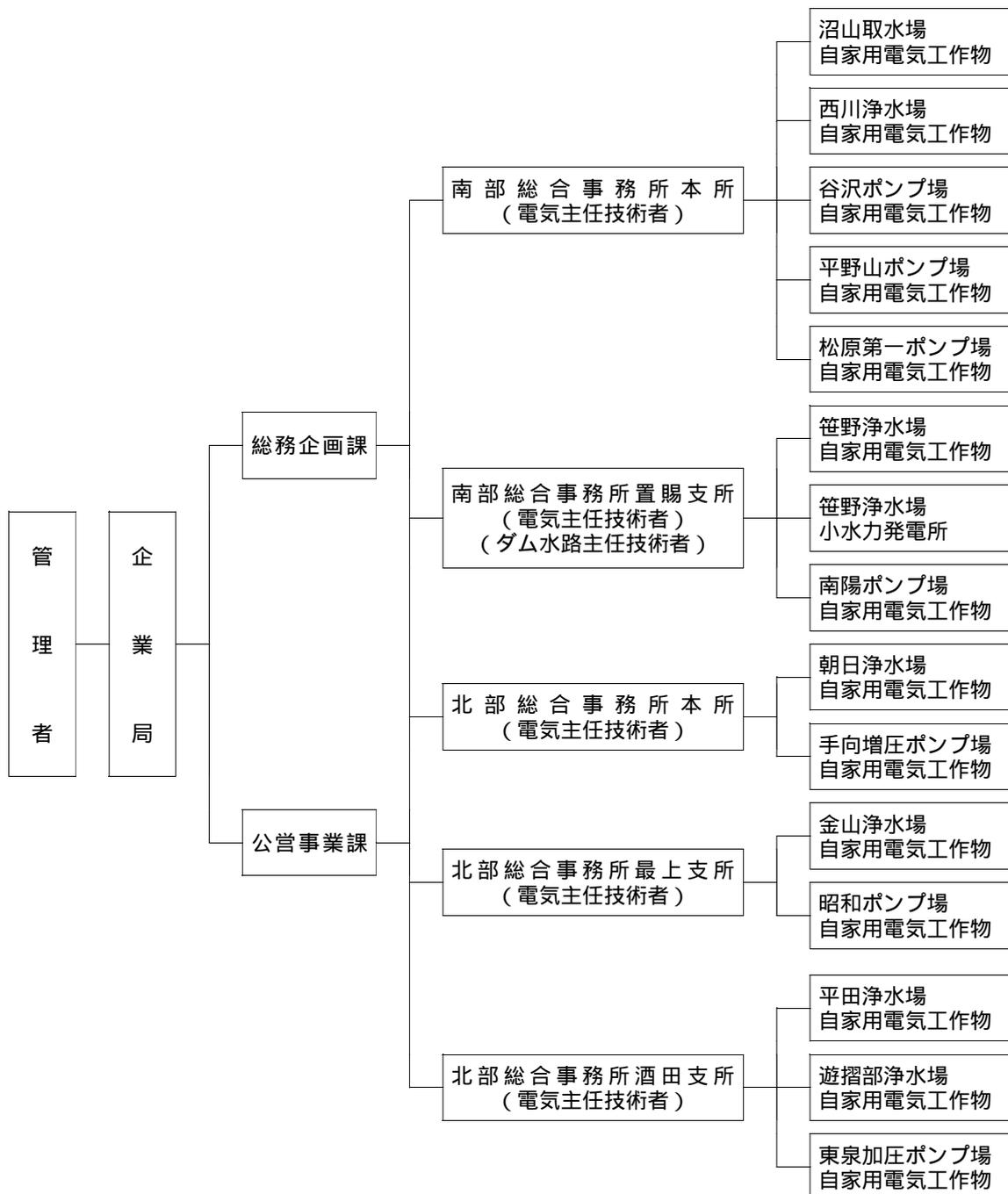
(山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

- 8 山形県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和48年11月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。  
 第3条中「庄内地区水道事務所平田支所」を「総合事務所支所」に改める。

別表第1中 「水道課」 を 「公営事業課」 に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2



(山形県企業局安全衛生管理規程の一部改正)

- 9 山形県企業局安全衛生管理規程(昭和50年3月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「事業所を」を「事業所(総合事務所支所を含む。)を」に改め、同条第4号中「(庄内地区水道事務所平田支所長を含む。以下同じ。)」を削る。

(山形県企業局職員表彰規程の一部改正)

- 10 山形県企業局職員表彰規程(昭和52年2月県企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事業所の長」を「事業所の長(総合事務所支所長を含む。)」に改める。

(山形県水道用水供給規程の一部改正)

- 11 山形県水道用水供給規程(昭和58年2月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「庄内地区水道事務所平田支所長を含む。」を「総合事務所支所の事業区域に係るものにあつては、支所長」に改める。

(山形県企業局職員の駐在制度に関する規程の一部改正)

- 12 山形県企業局職員の駐在制度に関する規程(昭和59年4月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「南部発電管理事務所」を「南部総合事務所」に改める。

(山形県企業局聴聞の手續に関する規程の一部改正)

- 13 山形県企業局聴聞の手續に関する規程(平成6年12月県企業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「事業所の長」を「事業所の長(総合事務所支所長を含む。)」に改める。

(山形県企業局水道用水管理規程の一部改正)

- 14 山形県企業局水道用水管理規程(平成8年4月県企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「庄内地区水道事務所平田支所長」を「総合事務所支所長」に改める。

(山形県企業局文書管理規程の一部改正)

- 15 山形県企業局文書管理規程(平成10年3月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「庄内地区水道事務所平田支所」を「総合事務所支所」に改め、別表1本局の項の表中

「

電気課	企業電	を	公営事業課	企業公営	に改め、同表2事業所の項の表
水道課	企業水				

」

を次のように改める。

事業所名	記号
山形県企業局南部総合事務所	企南総
山形県企業局南部総合事務所置賜支所	企南置
山形県企業局北部総合事務所	企北総
山形県企業局北部総合事務所最上支所	企北最
山形県企業局北部総合事務所酒田支所	企北酒
山形県企業局発電所建設事務所	企発建

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年 6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「電気課長及び水道課長専決事項」 を 「公営事業課長専決事項」 に改め、同表財産管理の項に次の 1 項を加える。

4 行政財産の目的外使用許可に関する こと（更新の場合に限る。）					
-------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第 1 財務の項第 5 項第 2 号及び同表財務の項第14項中「電気課及び水道課」を「公営事業課」に改め、同表その他の項第 8 項中「工事」を「水利権及び工事」に、「こと」を「こと（既に許可等を受けたものの更新に係るものを含む。）」に改め、同表の備考第 1 項中「第12項」を「第12項並びに財務の項第12項第17号口及び第25号イ」に改め、同備考中第 2 項及び第 3 項を削り、同備考第 4 項中「庄内地区水道事務所長」を「総合事務所長」に、「庄内地区水道事務所平田支所長」を「総合事務所支所長」に改め、同項を同備考第 2 項とする。

別表第 2 中 「電気課  
水道課」 を 「公営事業課」 に改める。

別表第 3 中「村山地区水道事務所長、最上地区水道事務所長、置賜地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長」を「南部総合事務所長及び北部総合事務所長」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 各総合事務所長は、各項の事務のうち、総合事務所支所の事業区域に係るものを処理するに当たっては、当該支所の支所長に処理させるために必要な措置を講じるものとする。

別表第 4 を次のように改める。

専 決 者 等		代 決 者		
専 決 者	担当事務	第 1 次代決者	第 2 次代決者	第 3 次代決者
総合事務所 所長	支所に関する事務	副所長	支所長	副支所長
	その他の事務	副所長	主務課長	
支所長		副支所長	施設管理課長（庶務係の担当する事務を除く。）	
発電所建設事務所長		業務課長（庶務係の担当する事務を除く。）		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第 8 号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 4月 1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年 2月県電気事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表中

所長（庄内地区水道事務所長に限る。）	3種	を
所長（支給区分が3種及び5種のものを除く。） 主幹 支所長	4種	
所長（発電所建設事務所長に限る。）	5種	

所長（発電所建設事務所長を除く。）	3種
所長（発電所建設事務所長に限る。） 支所長	4種

に改め、同条第2項の表中

6級	3種	66,500円
	4種	49,900円
	5種	41,600円
5級	5種	39,700円

6級	3種	66,500円
	4種	49,900円

を

に改める。

第5条の3第1項第1号中「南部発電管理事務所木川ダム管理所」を「南部総合事務所木川ダム管理所」に改め、同項第2号中「南部発電管理事務所朝日川第一発電所」を「南部総合事務所朝日川第一発電所」に改める。

第5条の6中「発電管理事務所及び水道事務所」を「総合事務所」に改める。

第9条の2第1項及び第3項中「庄内地区水道事務所平田支所」を「北部総合事務所酒田支所」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「北部発電管理事務所」を「北部総合事務所」に、「庄内地区水道事務所」を「北部総合事務所酒田支所」に改め、同項第3号中「庄内地区水道事務所 鶴岡市」を「北部総合事務所酒田支所 鶴岡市」に、「庄内地区水道事務所平田支所」を「北部総合事務所酒田支所」に改め、同項第4号中「南部発電管理事務所」を「南部総合事務所」に改め、「（村山地区水道事務所が管理する公舎を除く。）」を削り、同項第5号を削り、同項第6号中「置賜地区水道事務所」を「南部総合事務所置賜支所」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「最上地区水道事務所」を「北部総合事務所最上支所」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

第2条の2第2号中「庄内地区水道事務所（庄内地区水道事務所平田支所）」を「北部総合事務所（北部総合事務所酒田支所）」に改め、「又は北部発電管理事務所」を削り、同条第3号中「庄内地区水道事務所平田支所」を「北部総合事務所酒田支所」に改め、同条第4号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第5号」に、「置賜地区水道事務所」を「南部総合事務所置賜支所」に改め、同条第5号中「第2条第2項第8号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表中

本局電気課 課長 課長補佐	課長 課長補佐	北部発電管理事務所(制御機能に限る。)旧北部発電管理事務所、倉沢発電所、寿岡発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、温海川発電所、鶴子発電所、寿岡連絡送電線、蘇岡連絡送電線、南部発電管理事務所(制御機能に限る。)発電所建設事務所、野川第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、野川連絡送電線及び朝日川連絡送電線
本局公営事業課 課長 課長補佐	課長 課長補佐	南部総合事務所(南部総合事務所置賜支所を除く。以下同じ。)(制御機能に限る。)野川第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、野川連絡送電線、朝日川連絡送電線、北部総合事務所(北部総合事務所最上支所及び同所酒田支所を除く。以下同じ。)(制御機能に限る。)旧北部発電管理事務所、倉沢発電所、寿岡発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、温海川発電所、鶴子発電所、寿岡連絡送電線、蘇岡連絡送電線及び発電所建設事務所

を

に改め、同

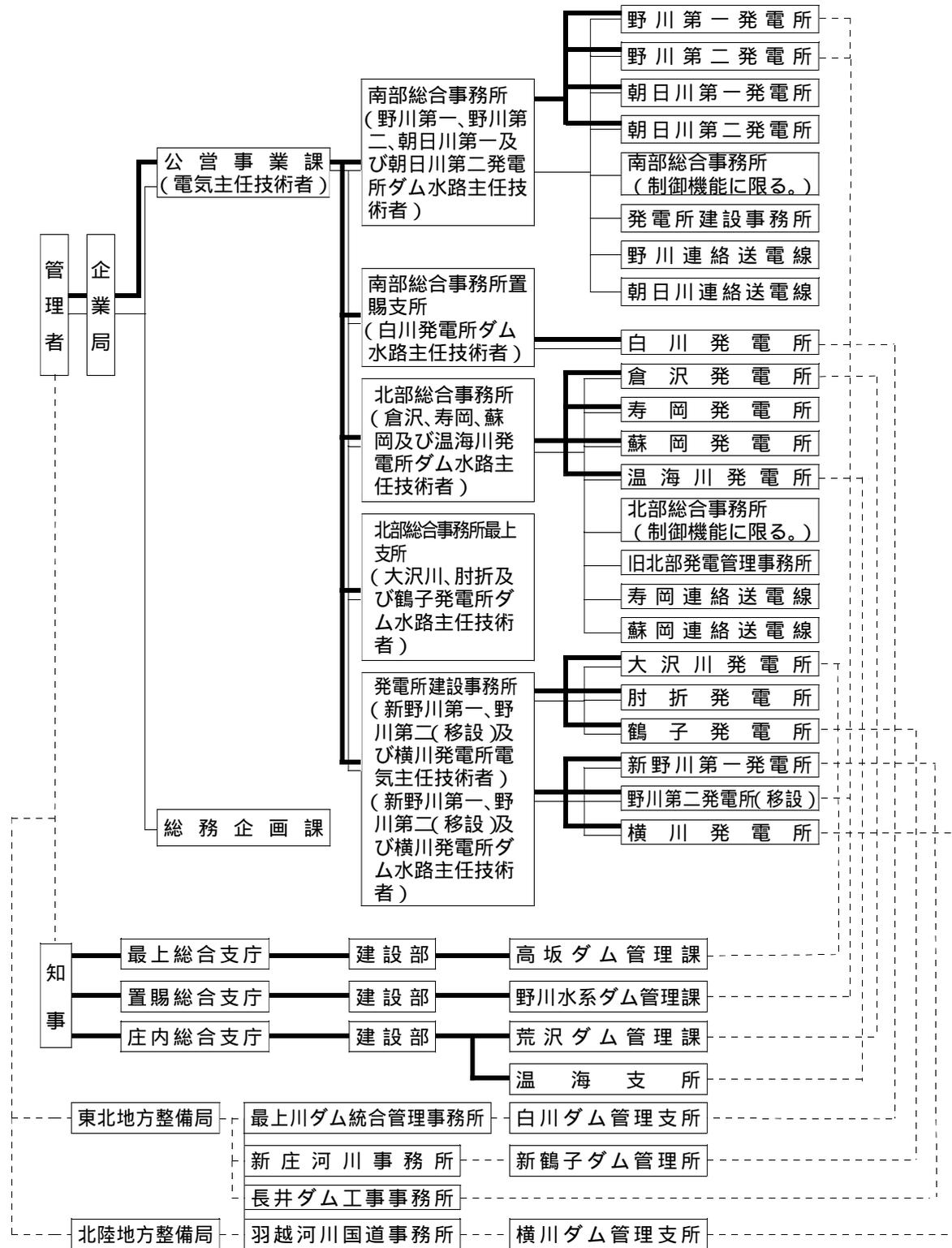
項第2号の表を次のように改める。

配置対象事業場	選任対象職位	監督する設備
南部総合事務所	主査以上	1 野川第一発電所 2 野川第二発電所 3 朝日川第一発電所 4 朝日川第二発電所
南部総合事務所置賜支所	主査以上	1 白川発電所
北部総合事務所	主査以上	1 倉沢発電所 2 寿岡発電所 3 蘇岡発電所 4 温海川発電所
北部総合事務所最上支所	主査以上	1 大沢川発電所 2 肘折発電所 3 鶴子発電所
発電所建設事務所	主査以上	1 新野川第一発電所 2 野川第二発電所(移設) 3 横川発電所

別表第1を次のように改める。

別表第1

保安に関する組織



注 1 ——— は、保安業務（電気）の系統を示す。  
 2 ——— は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。  
 3 - - - - は、河川管理者との関連を示す。

別表第 2 中	「	電気課	を	「	公営事業課	」	に改める。
		北部発電管理事務所及び南部発電管理事務所			南部総合事務所、同所置賜支所、北部総合事務所及び同所最上支所		

別表第 3 の表水力発電設備の項中「 1 回 / 10 年 」を「 1 回 / 12 年 」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 4月 1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年 4月県企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 の見出し中「事業所」を「総合事務所」に改め、同条中「各発電管理事務所及び各水道事務所（庄内地区水道事務所平田支所を含む。）（以下「事業所」という。）」を「総合事務所」に、「事業所の長」を「総合事務所の長（総合事務所支所長を含む。以下同じ。）」に改める。

第 10 条第 2 項中「所属長」を「所属長（山形県企業局組織規程（昭和40年 6月県企業管理規程第 8 号）第 2 章に規定する本局の課長及び同規程第 3 章に規定する事業所の長（総合事務所支所長を含む。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第33条中「事業所」を「総合事務所」に改める。

第34条第 1 項及び第35条第 1 項中「事業所の長」を「総合事務所の長」に改める。

第38条中「事業所の長」を「総合事務所の長」に改める。

第51条中「山形県職員研修所研修」を「山形県職員育成センターの研修に係る事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 4月 1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程（昭和44年 6月県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「南部発電管理事務所」を「南部総合事務所」に改める。

別表第 2 (第14条 2 項) 中	「	警報局の位置	を	「	警報局の位置	」	に改める。
		山形県西村山郡朝日町大字立木字朝日1543番地			山形県西村山郡朝日町大字立木字大倉978番地14（国調区域外）		
		山形県西村山郡朝日町大字立木字左鳥屋1718番地			山形県西村山郡朝日町大字立木字左鳥屋1718番地		
		山形県西村山郡朝日町大字立木字皆寄285番地の 5			山形県西村山郡朝日町大字白倉字皆寄285番地の 5		
		山形県西村山郡朝日町大字立木与市山1064番地の 1			山形県西村山郡朝日町大字立木与市山1064番地の 1		
		山形県西村山郡朝日町大字白倉365番地の 5			山形県西村山郡朝日町大字白倉字藤倉365番地の 5		

山形県西村山郡朝日町大字立木 字石畑824番地
山形県西村山郡朝日町大字立木 鹿ノ子沢5番地の29
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字木葉坂423番地の1
山形県西村山郡朝日町大字石須 部字久保田40已番地の1
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字坂の下1602番地
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字前川原979番地
山形県西村山郡朝日町大字常盤 324番地の1

山形県西村山郡朝日町大字立木 字石畑ケ98番地の1
山形県西村山郡朝日町大字立木 鹿ノ子沢5番地の7
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字木葉坂1944番地の3地先
山形県西村山郡朝日町大字石須 部字久保田40番地の6
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字坂の下1602番地
山形県西村山郡朝日町大字太郎 字前川原979番地
山形県西村山郡朝日町大字常盤 アクトは324番地の1

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「庄内地区水道事務所平田支所長」を「総合事務所支所長」に、「11名」を「9名」に改め、同項第2号中「10名」を「8名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第14号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び課長」を「課長及び総合事務所長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第15号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3条第2項中「庄内地区水道事務所平田支所」を「総合事務所支所」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



				工業用テレビ設備 遠方監視制御装置 信号伝送装置 その他取水計装設備	
「	機械装置	電気設備	取水設備	変圧器 負荷開閉器 断路器 遮断器 避雷器 閉鎖型配電盤 配電盤 現場操作盤 計器用変成器 電線路 無停電電源装置 予備電源装置 絶縁変圧器 動力設備 照明設備 電話設備 接地設備 電気防食設備 その他取水電気設備	
			導水設備	「取水設備(細節)」 の大区分に準ずる。	
			浄水設備	「取水設備(細節)」 の大区分に準ずる。	
			(何)ポンプ場 設備	「取水設備(細節)」 の大区分に準ずる。	
			送水設備	「取水設備(細節)」 の大区分に準ずる。	
			配水設備	「取水設備(細節)」 の大区分に準ずる。	
		計装設備	取水設備	情報処理装置 集中監視盤 自動制御装置 水質計測設備 薬注計装設備 流量計 水位計 気象観測装置 その他計測設備 工業用テレビ設備 遠方監視制御装置 信号伝送装置 放流警報装置 警報局設備	に改め、
」					

			水位局設備 雨量局設備 その他取水計装設備 「取水設備（細節）」 の大区分に準ずる。 浄水設備 「取水設備（細節）」 の大区分に準ずる。 （何）ポンプ場 設備 「取水設備（細節）」 の大区分に準ずる。 送水設備 「取水設備（細節）」 の大区分に準ずる。 配水設備 「取水設備（細節）」 の大区分に準ずる。		」
同別表第4項の表中					
「				濃縮槽建物	を
「				濃縮槽建物 活性炭棟建物	に、
「水槽類」を「沈砂池」に、					
「				接地設備	を
「				接地設備 電気防食設備 水力発電設備	に、
「				流量計	を
「				流量計 水位計 気象観測装置	に、
「				信号伝送装置	を
「				信号伝送装置 放流警報装置 警報局設備 水位局設備 雨量局設備	に、
「				苛性ソーダ注入設備	を

